

# 福岡県「飲酒運転撲滅宣言企業」一覧表

| 事業者名称                          | 〒         | 住所                      | ホームページ  | 一括届出<br>支社・<br>支店数 | 宣言内容  |
|--------------------------------|-----------|-------------------------|---|--------------------|---|
| 福岡商工会議所                        | 〒812-8505 | 福岡市博多区博多駅前2丁目9-28       | <a href="http://www.fukunet.or.jp/">http://www.fukunet.or.jp/</a>   |                    | ・酒気を帯びて車両を運転すること<br>・酒を飲んで運転するおそれのある人に車両を貸すこと<br>・車両を運転することを知りながら酒を勧めること<br>・飲酒運転の車両に同乗すること<br>は犯罪であり、絶対にしない、させない、許さないことを徹底し、福岡県から飲酒運転を撲滅していくことを宣言します。  |
| (株)日立製作所九州支社                   | 〒814-8577 | 福岡市早良区百道浜2-1-1          | <a href="http://www.hitachi.co.jp/area/kyushu/group/branch/index.html">http://www.hitachi.co.jp/area/kyushu/group/branch/index.html</a> |                    | ・飲酒運転撲滅も含めた管理体制を定めています。<br>・日頃の飲酒習慣に問題がある従業員については、医療機関への受診について指導します。<br>・飲酒のみならず影響・飲酒運転の危険性等の社内周知に努めます。   |
| コカ・コーラウエスト(株)                  | 〒812-8650 | 福岡市東区箱崎7-9-66           | <a href="http://www.ccwest.co.jp/">http://www.ccwest.co.jp/</a>   | 98                 | 一. 私たちは、飲酒運転を絶対にしません。<br>一. 私たちは、運転することを知りながら飲酒を勧めません。<br>一. 私たちは、飲酒運転の車両に同乗しません。<br>一. 私たちは、翌日の運転業務を心得て前日の飲酒量を控えます。<br>一. 私たちは、酒を飲んで運転するおそれのある人には車両を貸しません。   |
| (株)セブン・イレブン・ジャパン               | 〒102-8455 | 東京都千代田区二番町8-8           | <a href="http://www.sei.co.jp/">http://www.sei.co.jp/</a>   |                    | 1 お酒コーナーにおける飲酒運転防止の啓発物等の設置<br>3 飲酒運転撲滅運動のステッカー貼付<br>2 飲酒運転撲滅ポスターの掲示<br>4 飲酒運転を許さない環境づくりを推進  |
| 建武工業(株)                        | 〒830-0042 | 久留米市荘島町字裏町480番地         |   |                    | ①社内、企業施設内での飲酒を禁止します。 ②従業員の飲酒状況について、把握に努めます。 ③飲酒運転撲滅ポスターやチラシを掲示します。  |
| (有)西部環設                        | 〒830-0063 | 久留米市荒木町荒木418-2          |   |                    | 1 飲酒運転撲滅のための管理体制を定めます。<br>4 社用で自動車を使用する従業員には、運転前にアルコールチェッカーにより点検します。<br>6 飲酒運転撲滅ポスターやチラシを掲示します。<br>2 飲酒運転に対する社内処分を定めます。<br>3 社内での飲酒を禁止します。<br>5 従業員の飲酒状況について、把握に努めます。<br>7 交通安全県民運動等に合わせ交通安全キャンペーンを行います。              |
| 有限会社 久留米第一自動車学校                | 〒839-0827 | 久留米市山本町豊田1358-1         |   |                    | ・ハンドルキーパー運動(宣言)<br>・私たちが、飲酒運転を撲滅させるために、公私にわたり酒の席では、ハンドルキーパーがいない場合は、自分が積極的にハンドルキーパーになることを宣言いたします。<br>(標語)「いないなら 私がします その役目(ハンドルキーパー)」  |
| 大石建設(株)                        | 〒839-0862 | 久留米市野中町147番地の1          | <a href="http://www.oishi-kensetsu.jp/">http://www.oishi-kensetsu.jp/</a>   |                    | 【管理】○ 社内及び企業施設内での飲酒を禁止 ○ 宴会等の行事終了後の従業員の帰宅手段を確認 ○ 定期健康診断を実施し飲酒状況の把握に努める<br>○ 飲酒習慣に問題がある従業員に医療機関への受診を指導 ○ 飲酒習慣等にかかる相談窓口の設置<br>【啓発】○ 飲酒運転撲滅ポスターやチラシの掲示 ○ 社内会議で飲酒運転の危険性等を周知   |
| パナソニックエコソリューションズテクノサービス(株)九州支社 | 〒812-0041 | 福岡市博多区吉塚5丁目5-32         | <a href="http://panasonic.co.jp/es/pests/">http://panasonic.co.jp/es/pests/</a>   |                    | ○ 飲酒運転撲滅のための管理体制を定めます。 ○ 通勤には例外を除き、自動車・バイク・自転車を使用せず、公共交通機関を利用するよう制度の変更を行います。<br>○ 社用車を運転する従業員には、乗車前にアルコールチェッカー等で点検します。 ○ 交通安全県民運動等に合わせ、交通安全啓発活動を行います。<br>○ 毎月の安全衛生委員会開催時に必ず交通部会を実施します。 ○ サービスドライバー対象に定期的に交通安全啓蒙を図ります。 |
| (株)愛宕建設工業                      | 〒819-0025 | 福岡市西区石丸1丁目15-14第一愛宕ビル2階 |   |                    | 【管理】1 社内・企業施設内での飲酒の禁止を継続<br>3 従業員の飲酒状況について把握に努める<br>【啓発】1 早朝安全会議にて、飲酒運転撲滅を呼びかける<br>3 給料袋への飲酒運転撲滅文言の記載<br>2 社用による自動車使用従業員には、運転前後に点検、データ用紙を点呼簿に添付<br>2 飲酒運転撲滅ポスター、チラシの掲示  |
| 丸久(株)                          | 〒830-0018 | 久留米市通町107-5             |   |                    | ・飲酒運転撲滅のための管理体制を定めます。<br>・従業員の飲酒状況について把握に努めます。  |
| (株)高崎総合コンサルタント                 | 〒839-0809 | 久留米市東合川3丁目7-5           | <a href="http://takasaki.jp/">http://takasaki.jp/</a>   |                    | 【管理】・飲酒運転に対する社内処分を定めます。<br>【啓発】・飲酒運転撲滅ポスターやチラシを掲示します。   |
| (株)アステム筑後営業部                   | 〒839-0801 | 久留米市宮ノ陣3丁目7-60          | <a href="http://www.astemf.jp/">http://www.astemf.jp/</a>   |                    | 1 飲酒運転撲滅のための管理体制を定めます。<br>3 全従業員アルコールチェッカーにて反応を確認します。<br>5 飲酒運転撲滅ポスターやチラシを掲示します。<br>2 飲酒運転に対する社内処分を定めます。<br>4 毎朝従業員の体調を管理者がチェックします。<br>6 定期的に交通安全キャンペーンを行います。   |
| (株)古川工務店                       | 〒839-0809 | 久留米市東合川1-5-8            |   |                    | 飲酒運転撲滅のポスター・チラシを掲示し啓発に努めます。   |
| 大和コンサル(株)                      | 〒830-0022 | 久留米市城南町23-3             | <a href="http://www.daiwaco-nsul.co.jp/">http://www.daiwaco-nsul.co.jp/</a>   |                    | ○飲酒運転に対する社内処分を定めます。<br>○社内報への掲載、研修の実施により、飲酒のみならず影響・飲酒運転の危険性等の周知に努めます。<br>○飲酒運転撲滅ポスターやチラシを掲示します。<br>○従業員の飲酒状況について、把握に努めます。<br>○社内放送等により飲酒運転撲滅を呼びかけます。  |

# 福岡県「飲酒運転撲滅宣言企業」一覧表

| 事業者名称                | 〒         | 住所                    | ホームページ  | 一括届出<br>支社・<br>支店数 | 宣言内容  |
|----------------------|-----------|-----------------------|---|--------------------|---|
| 万来屋物産(株)             | 〒839-0827 | 久留米市山本町豊田71-5         |   |                    | ○社員の飲酒状況を把握し、飲酒運転の危険性等について周知させる。<br>○飲酒運転撲滅ポスターやチラシ、パンフレットを掲示、社員への配布を行う。<br>○交通安全週間、県民運動等の期間に合わせ、交通安全キャンペーンを実施し、飲酒運転撲滅に注力する。  |
| (株)サワライズ             | 〒819-0001 | 福岡市西区小戸2丁目3-18        | <a href="http://www.sawarise.co.jp/">http://www.sawarise.co.jp/</a>             |                    | ○飲酒運転に対する社内処分を定めます。 ○社内報への掲載、研修の実施により、飲酒のもたらす影響・飲酒運転の危険性等の周知に努めます。<br>○飲酒運転撲滅ポスターやチラシを掲示します。 ○印刷物、封筒等飲酒運転撲滅にかかるスローガン等を印刷して啓発します。<br>○前日に飲酒を伴う会合へ出席した従業員に対して、アルコールチェッカー等による点検後、社用車を運転するよう促します。   |
| イオン九州(株)             | 〒812-0016 | 福岡市博多区博多駅南2丁目9番11号    | <a href="http://www.aeon-kyushu.info/">http://www.aeon-kyushu.info/</a>         | 41                 | 【管理】○飲酒運転に対しては厳しく処分を実施します。<br>【啓発】○飲酒運転撲滅ポスターやチラシを本部、各店舗に掲示します。 ○親睦会、歓送迎会など飲酒の機会がある場合は都度、飲酒運転絶対禁止を朝礼などで指示します。   |
| 九州電技開発(株)            | 〒810-0005 | 福岡市中央区清川2丁目13-6九建ビル7階 | <a href="http://www.dengi.co.jp/">http://www.dengi.co.jp/</a>                   |                    | 1. 酒を飲んだら絶対に運転しません。 2. 酒を飲んだ人には運転をさせません。 3. 運転する人には酒を出しません。勧めません。<br>4. 翌日運転する前夜の酒は控えめにします。 5. 社用により車を使用する際は、運転前にアルコールチェッカーにより点検します。<br>6. 飲酒運転撲滅ポスターやチラシを掲示します。 7. 毎月の交通安全新聞の配信時に、飲酒運転撲滅を呼びかけます。   |
| (株)羽野組               | 〒810-0001 | 福岡市中央区天神3-11-22CSビル6階 |   |                    | ○社内・企業施設内での飲酒を禁止します。 ○飲酒運転撲滅ポスターやチラシを掲示します。<br>○車を運転することを知らずながらお酒を勧めること、お酒を飲んで運転するおそれのある人に車を貸すこと、飲酒運転の車に同乗することを禁止します。<br>○飲酒を伴う会合等には、車を使用せず、タクシーやバス、電車等の公共交通機関を利用します。<br>○従業員の家族へ、飲酒のもたらす影響・飲酒運転の危険性等の周知に努めます。  |
| 宇美町商工会               | 〒811-2101 | 糟屋郡宇美町宇美5丁目2-14       | <a href="http://www.umishokukai.or.jp/">http://www.umishokukai.or.jp/</a>       |                    | 1 商工会の「広報」及びホームページにて「飲酒運転撲滅」に関するキャンペーンを行います。<br>2 町内の各事業所に対し、「飲酒運転撲滅」の宣言企業として登録するよう促進します。<br>3 商工会の理事会や青年部・女性部の各役員会等において「飲酒運転撲滅」についての周知徹底を図ります。<br>4 粕屋警察署管内の各商工会と緊密な連携を図り「飲酒運転撲滅」についての情報交換を行うと共に関係要路に対しこれを普及促進します。<br>5 粕屋警察署長と商工会長との飲酒運転撲滅に関する合意書を順守するとともに「飲酒運転撲滅」に努めます   |
| 久留米総合警備保障(株)         | 〒839-0863 | 久留米市国分町1928番地の1       |   |                    | ○全社員、出勤時にアルコールチェッカーで酒気の検査実施<br>○毎日の朝礼時、昼勤者、夜勤者別に飲酒運転の危険性を徹底周知する<br>○社員とその家族一体で飲酒運転の撲滅を宣言する  |
| (株)久保組               | 〒838-1314 | 朝倉市長洲725-1            |   |                    | 【管理】○飲酒運転撲滅のための管理体制を定めます。 ○飲酒運転に対する社内処分を定めます。 ○社内、企業施設内、現場事務所内での飲酒を禁止します。<br>【啓発】○飲酒運転撲滅ポスターやチラシを掲示します。○交通安全県民運動等に合わせ、交通安全キャンペーンを行います。<br>○朝礼、社内会議では、飲酒のもたらす影響、飲酒運転の危険性等の周知に努めます。   |
| フットーキン醤油株式会社久留米営業所   | 〒839-0824 | 久留米市善導寺町飯田602         |   |                    | 【管理】○飲酒運転に対する社内処分を定めました。 ○毎日、社内備え付けのアルコールチェッカーで点検させております。<br>【啓発】○飲酒運転撲滅ポスターやチラシを掲示し又、呼びかけます。   |
| 西日本公栄産業株式会社          | 〒819-0001 | 福岡市西区小戸1丁目3-1         |   |                    | 1 朝礼で「飲酒運転は凶悪犯罪である。しない、させない、許さない」と唱和し、意識を高める。 2 毎月新しい飲酒運転防止標語を掲げ、朝礼で読み上げ、意識を高める。<br>3 毎日アルコールチェッカーによる測定を行う。 4 アルコール測定違反者には、指導と厳罰で臨む 5 ハンドルキーパー運動啓発用品により意識を高める<br>6 飲酒運転撲滅ポスターを掲示し、意識を高める。 7 給与明細に「飲酒運転は凶悪犯罪である!!しない、させない、許さない」と印刷し、意識を高める。<br>8 「一事業書一撲滅運動」を推進 9 社内研修を行う  |
| 株式会社 平田組             | 〒838-0068 | 朝倉市甘木2047-2           |   |                    | 【管理】○飲酒運転撲滅推進計画を策定します。 ○社内での飲酒を禁止します。<br>【啓発】○社内会議において飲酒運転撲滅を呼びかけます。 ○飲酒運転撲滅ポスター、チラシを掲示します。 ○ハンドルキーパーを推進します。  |
| 全共連福岡県本部福岡県南サービスセンター | 〒830-0036 | 久留米市篠原町4-9            |   |                    | 私たちは、飲酒運転の怖さを「知っている」・被害者の涙を「知っている」・加害者の辛さも「知っている」、だから絶対撲滅「飲酒運転」   |
| 第一交通産業株式会社           | 〒802-0077 | 北九州市小倉北区馬借2-6-8       | <a href="http://www.daiichi-koutsu.co.jp/">http://www.daiichi-koutsu.co.jp/</a> | 37                 | 【管理】○飲酒運転撲滅のための管理体制を定めています。 ○飲酒運転に対する社内処分を定めています。 ○社内、企業施設内での飲酒を禁止しています。<br>○営業用自動車を使用する従業員には、アルコールチェッカー等により飲酒検知を行っています。<br>○定期健康診断を活用し、日頃の飲酒状況を把握した上で、医療機関からの指導を受ける体制づくりをしています。<br>【啓発】○研修会の実施により、飲酒のもたらす影響・飲酒運転の危険性の周知に努めます。 ○全国交通安全運動、社内交通安全運動にあわせて、交通安全キャンペーンを行います。<br>○家庭訪問の際に、定期健康診断結果を基に従業員並びに従業員の家族に対して飲酒のもたらす影響の周知と飲酒運転防止の協力を呼びかけます。<br>○CM等の広報活動により、飲酒運転の撲滅を呼びかけます。 |

# 福岡県「飲酒運転撲滅宣言企業」一覧表

| 事業者名称                 | 〒         | 住所               | ホームページ  | 一括届出<br>支社・<br>支店数 | 宣言内容  |
|-----------------------|-----------|------------------|---|--------------------|---|
| 渡辺プロパンガス株式会社          | 〒839-0862 | 久留米市野中町1288番地    |   |                    | 渡辺プロパンガスの社員は朝礼で唱和します<br>1 私達社員は飲酒運転を絶対致しません 2 休日でも会社の代表の一人としての自覚をもち飲酒運転は絶対しません。福岡県民として飲酒運転“0”をめざします！  |
| 高木建設建材株式会社            | 〒839-0821 | 久留米市太郎原町1539     |   |                    | ○飲酒運転撲滅ポスターやチラシを掲示します。 ○飲酒運転を絶対しない、させない、許さないことを宣言します。   |
| 株式会社唐人ベーカリー           | 〒819-0375 | 福岡市西区徳永325-1     |   |                    | ○毎週月曜日の全体朝礼にて、安全運転・飲酒運転に関する注意喚起を行う。<br>○従業員の給料明細書に「飲酒運転撲滅！絶対しない。させない。許さない。」の表示を行い、従業員及びその家族に飲酒運転のもたらす影響の重大性の周知に努めます。<br>○スローガンを社内掲示板に掲示し啓発する。   |
| 武藤建設 株式会社             | 〒838-0067 | 朝倉市牛木579-1       |   |                    | 一、社内、企業施設内での飲酒を禁止します。 一、朝礼等により飲酒運転撲滅を呼びかけます。 一、飲酒運転撲滅ポスターやチラシを掲示します。  |
| 社会医療法人 天神会 古賀病院21     | 〒839-0801 | 久留米市宮ノ陣3-3-8     | <a href="http://www.tenjinikai.or.jp/">http://www.tenjinikai.or.jp/</a>       |                    | ○休日や勤務不要日であっても、天神会職員であることを常に自覚する。 ○飲酒するとどうなるかを自覚する。 ○自分の飲酒の限界を知ったうえで、体調を考えながら飲酒する。<br>○深酒はしない。深酒をした翌日は運転はしない。 ○飲み会に参加する場合は、あらかじめ帰宅時間を決めておく。<br>○飲酒する可能性がある場合は、車を運転しない。また、車の鍵を持ち歩かない。  |
| 株式会社 ベイテック            | 〒830-0064 | 久留米市荒木町藤田1423-40 |   |                    | ○飲酒運転は、絶対にしません。 ○運転することを知りながら飲酒を勧めません。<br>○飲酒のもたらす影響・飲酒運転の危険性等の周知に努めます。 ○飲酒運転の車両に同乗しません。  |
| 田中藍 株式会社              | 〒830-0022 | 久留米市城南町8-27      | <a href="http://www.tanakaai.co.jp/">http://www.tanakaai.co.jp/</a>           |                    | ○社用により自動車を使用する従業員には、運転前にアルコールチェッカーにより点検します。 ○飲酒運転撲滅ポスターやチラシを掲示します。<br>○交通安全県民運動等にあわせて、交通安全キャンペーンを行います。  |
| 株式会社 協和エクシオ九州支店       | 〒815-0037 | 福岡市南区玉川町7-8      | <a href="http://www.exeo.co.jp/">http://www.exeo.co.jp/</a>                   | 3                  | 1 飲酒運転が発覚した場合は社内規定に基づき処分いたします。 2 関連業者(連結会社及び協力会社)に対しても規定に基づき処分いたします。<br>3 全事業所に飲酒運転撲滅ポスターやチラシを掲示します。 4 交通安全県民運動にあわせて交通安全キャンペーンを行います。<br>5 飲酒運転撲滅宣言を社内報に記載し飲酒運転の危険性を周知します。 6 安全パトロール及び毎月の安全確認日に現場に於いて飲酒運転撲滅の指導を行います。<br>7 飲酒状況に問題のある社員に対し医療機関の受診を指導します。 8 アルコールチェッカーの常時使用を推進します。 |
| 株式会社 日昇道路             | 〒815-0001 | 福岡市南区五十川2-25-21  |   |                    | ○飲酒運転に対する社内処分を定めます。 ○従業員の飲酒状況について把握に努めます。<br>○飲酒のもたらす影響・飲酒運転の危険性等の周知に努めます。 ○飲酒運転撲滅ポスターやチラシを掲示します。   |
| 株式会社 クリハラ             | 〒830-0047 | 久留米市津福本町2348番地の9 | <a href="http://www2.ktam.or.jp/~kuri-k/">http://www2.ktam.or.jp/~kuri-k/</a> |                    | ○社内での飲酒を禁止します。 ○飲酒運転に対する社内処分を定めます。 ○飲酒運転撲滅ポスターを掲示します。   |
| 株式会社 別府土建             | 〒838-0026 | 朝倉市柿原310番地       | <a href="http://www.beppudo.com/">http://www.beppudo.com/</a>                 |                    | ○飲酒運転撲滅のポスターやチラシを掲示します。   |
| (株)スポーツテクノ和広 九州支店     | 〒812-0082 | 福岡市博多区麦野4-26-20  |   |                    | 一、私たちは、飲酒運転を絶対にしません。 一、飲酒運転撲滅ポスターやチラシを掲示します。<br>一、従業員及びその家族に飲酒運転のもたらす影響の重大性の周知に努めます。  |
| (株)スポーツテクノ和広 西日本工事事務所 | 〒839-0809 | 久留米市東合川1-5-27    |   |                    | 一、私たちは、飲酒運転を絶対にしません。 一、飲酒運転撲滅ポスターやチラシを掲示します。<br>一、従業員及びその家族に飲酒運転のもたらす影響の重大性の周知に努めます。  |
| ブイシー工業(株)             | 〒830-0047 | 久留米市津福本町2320-16  | <a href="http://www.vciapan.jp/">http://www.vciapan.jp/</a>                   |                    | ○従業員の飲酒状況について把握に努める ○朝令・ミーティングで積極的に飲酒運転撲滅を呼びかける   |

# 福岡県「飲酒運転撲滅宣言企業」一覧表

| 事業者名称              | 〒         | 住所                      | ホームページ  | 一括届出<br>支社・<br>支店数 | 宣言内容  |
|--------------------|-----------|-------------------------|---|--------------------|---|
| 株式会社 クスコ           | 〒839-0863 | 久留米市国分町1648-7           | <a href="http://www.kusco-kurume.co.jp/">http://www.kusco-kurume.co.jp/</a>         |                    | 1 飲酒運転に対する社内処分を定めます。 2 全体行程会議時に飲酒のもたらず影響・飲酒運転の危険性等や事故事例の周知に努めます。<br>3 飲酒運転撲滅ポスターやチラシを掲示します。   |
| 株式会社 高木組           | 〒839-0801 | 久留米市合川町156-8            |   |                    | ○従業員の飲酒状況について把握に努める ○毎朝、朝礼時に飲酒状況について確認します。<br>○飲酒運転に対する社内処分を定めます。 ○飲酒運転撲滅ポスターやチラシを掲示します。  |
| 姪浜ドライビングスクール       | 〒819-0002 | 福岡市西区姪の浜1丁目1-67         | <a href="http://www.meids.co.jp/">http://www.meids.co.jp/</a>                       |                    | ○交通安全県民運動等にあわせて、当該行事等への参加、交通安全キャンペーン活動を行います。<br>○自動車教習所として、初心運転者教育・地域の交通安全教育を通じて、飲酒のもたらず影響・飲酒運転の危険性等について十分に理解させ、「飲酒運転は絶対にしない。させない。許さない。」初心運転者を育成します。<br>○飲酒運転撲滅看板や幟旗を設置します。 ○飲酒運転撲滅ポスターやチラシを掲示します。 ○印刷物、封筒等にスローガン等を印刷して啓発します。<br>○社内報への掲載、研修の実施により、飲酒のもたらず影響・飲酒運転の危険性等の周知徹底に努めます。 ○会社から、従業員の家族に飲酒運転撲滅へのメッセージを送ります。 ○従業員には、公私を問わず飲酒翌日に車を運転する際は、必ずアルコールチェッカーでの点検を義務付けます。        |
| 株式会社 才田組           | 〒812-0874 | 福岡市博多区光丘町1丁目2-30        | <a href="http://www.saita-hd.co.jp/">http://www.saita-hd.co.jp/</a>                 |                    | ①飲酒運転撲滅推進計画を策定し、管理体制を定めます。 ②飲酒運転・酒気帯び運転者は退職処分を含む厳罰規定を定めます。 ③社内、企業施設内、作業所での飲酒を禁止します。 ④社用により自動車を運転する社員には安全運転に関する誓約書を提出させます。 ⑤事業所及び作業所に飲酒運転撲滅ポスターやのぼり旗を掲げ撲滅運動を推進します。 ⑥交通安全県民運動等にあわせて、交通安全キャンペーンを実施します。   |
| 筑後自動車学校            | 〒833-0056 | 筑後市大字久富1133             | <a href="http://www.c-shako.co.jp/">http://www.c-shako.co.jp/</a>                   |                    | 1 ハンドルキーパーの推進 2 各講習等での飲酒運転撲滅の広報・啓発 3 三罪(車両提供罪、種類提供罪、車両同乗罪)の撲滅<br>4 毎朝就業前のアルコールチェックの実施 5 朝礼時、県下の飲酒運転事故違反の告示により自覚させる  |
| 社会福祉法人 久留米市社会福祉協議会 | 〒830-0027 | 久留米市長門石1丁目1-34          | <a href="http://www.heartful-volunteer.net/">http://www.heartful-volunteer.net/</a> |                    | ○公用により自動車を使用する従業員には、運転前にアルコールチェッカーにより点検します。<br>○飲酒の予定がある場合の通勤には自家用車を使用せず、公共交通機関を利用させます。   |
| 大崎商事 株式会社          | 〒833-0005 | 筑後市大字長浜2249-2           |   |                    | ○飲酒運転撲滅のポスターやチラシを掲示します。 ○朝礼などで従業員に飲酒運転撲滅を呼びかけます。  |
| 宝生流通システム 株式会社      | 〒833-0012 | 筑後市大字溝口907              |   |                    | 1 朝礼や会議等を活用し、全社員に対し、飲酒運転の危険性や違法性の周知徹底を図ります。 2 乗務前、乗務後のアルコール検知器による確認を徹底します。<br>3 飲酒運転撲滅のポスターやチラシ、飲酒による事故の新聞切り抜き等を掲示し、啓発に努めます。<br>4 全社員の飲酒状況の把握に努め、問題がある場合は、医療機関への受診も含め、個人的に指導教育を行います。  |
| 株式会社 大藪瓦工業         | 〒833-0013 | 筑後市大字北長田825-1           | <a href="http://ooyabu.com/">http://ooyabu.com/</a>                                 |                    | ○飲酒運転に対する社内処分を定めます。 ○社用により自動車を使用する従業員には、運転前にアルコールチェッカー等により点検します。<br>○従業員の飲酒状況について、把握に努めます。 ○飲酒運転撲滅ポスターやチラシを掲示します。 ○交通安全県民運動等にあわせて、交通安全キャンペーンを行います。  |
| 株式会社 筑後電工          | 〒833-0031 | 筑後市大字山ノ井754-2           |   |                    | ○飲酒運転撲滅のための管理体制を定めます。 ○飲酒運転に対する社内処分を定めます。 ○毎朝、従業員は、運転前にアルコールチェッカー等により点検します。<br>○従業員の飲酒状況について、把握に努めます。 ○社内会議において飲酒のもたらず影響・飲酒運転の危険性等の周知に努めます。 ○飲酒運転撲滅ポスターやチラシを掲示します。  |
| 森部建設 株式会社          | 〒838-1314 | 朝倉市長洲618                |   |                    | ○社内、企業施設内での飲酒を禁止します ○社内に飲酒運転撲滅ポスターやチラシ等を掲示します   |
| 株式会社 梶原組           | 〒838-1602 | 朝倉郡東峰村大字小石原鼓3455-1      |   |                    | 次の事項について取組を行うことを宣言します。<br>・飲酒運転撲滅推進計画の策定 ・飲酒運転撲滅のための管理体制の整備 ・社内、企業施設内での飲酒禁止 ・車両使用従業員への事前点検の実施<br>・ポスター・チラシ等の掲示 ・社内研修等の実施 ・従業員の家族に対する啓発  |
| 岩坂電気工事 有限会社        | 〒830-0028 | 久留米市京町301-2             |   |                    | 1 私達は、酒気を帯びた状態で車両等を運転しません。 2 私達は、酒気を帯びている者及び酒気を帯びて車両等を運転するおそれのある者に、車両等を提供しません。 3 私達は、酒気を帯びて車両等を運転するおそれのある者に酒類を提供し、又は飲酒をすすめることはしません。<br>4 私達は、車両の運転者が酒気を帯びていることを知りながら、その車両に乗せてもらったり、その車両に乗せてくれるよう要求、または依頼をし同乗するようなことはしません。 5 私達は、飲酒運転撲滅運動に寄与するため、だろう的判断による運転をしないようつとめます。<br>6 私達は、飲酒運転による事故を発生させた場合は、社内規程による懲戒解職の処分の規程が適用されることを理解しています。<br>◎飲酒運転は、絶対しない、させない、ゆるさない 心してここに誓います。 |
| 福岡県運輸事業協同組合連合会     | 〒812-0020 | 福岡市博多区対馬小路13番26号クレセントビル | <a href="http://www.unyu.or.jp/">http://www.unyu.or.jp/</a>                         |                    | 次の事項について取組を行うことを宣言します。<br>・飲酒運転撲滅推進計画の策定 ・飲酒運転撲滅のための管理体制の整備 ・社内、企業施設内での飲酒禁止 ・車両使用従業員への事前点検の実施<br>・ポスター・チラシ等の掲示 ・従業員の家族に対する啓発  |

# 福岡県「飲酒運転撲滅宣言企業」一覧表

| 事業者名称  | 〒         | 住所                 | ホームページ  | 一括届出<br>支社・<br>支店数 | 宣言内容  |
|--------|-----------|--------------------|---|--------------------|---|
| 久山町商工会 | 〒811-2501 | 糟屋郡久山町大字久原1064-11  | <a href="http://www.fcom.ne.jp/mem/hisayama/index.htm">http://www.fcom.ne.jp/mem/hisayama/index.htm</a> |                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 商工会の「会報」及びホームページにて「飲酒運転撲滅」に関するキャンペーンを行います。</li> <li>○ 町内の各事業所に対し、「飲酒運転撲滅」の宣言企業として登録するよう促進します。</li> <li>○ 商工会の理事会や青年部・女性部の各委員会等において「飲酒運転撲滅」についての周知徹底を図ります。</li> <li>○ 粕屋警察署管内の各商工会と緊密な連携を図り「飲酒運転撲滅」について情報交換を行うと共に関係要路に対しこれを普及促進します。</li> <li>○ 粕屋警察署長と商工会長との「飲酒運転撲滅」に関する合意書を順守すると共に「飲酒運転撲滅」に努めます。</li> </ul>  |
| 志免町商工会 | 〒811-2244 | 糟屋郡志免町志免中央1丁目14-10 | <a href="http://www.shimeshoko.or.jp">http://www.shimeshoko.or.jp</a>                                   |                    | <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 商工会の「会報」及びホームページにて「飲酒運転撲滅」に関するキャンペーンを実施。</li> <li>2. 町内企業に対し「飲酒運転撲滅」の宣言企業として登録するよう奨励します。</li> <li>3. 商工会の役員会や青年部・女性部の各委員会等において「飲酒運転撲滅」についての周知徹底を図ります。</li> <li>4. 粕屋警察署管内の各商工会と緊密な連携を図り「飲酒運転撲滅」についての情報交換を行うと共に関係要路に対し、これを普及促進します。</li> <li>5. 粕屋警察署長と商工会長との飲酒運転撲滅に関する協力合意を順守するとともに「飲酒運転撲滅」に努めます。</li> </ol> |